人間文化研究機構エネルギー管理規程

平成21年4月1日 人間文化研究機構規程第121号

平成 21 年 11 月 12 日改正

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に基づき、人間文化研究機構(以下「機構」という。)における、エネルギーの使用の合理化(以下「省エネ」という)に関する必要事項を定め、適切なエネルギー管理に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構本部及び機構の大学共同利用機関(以下「機関」という。)に おいて使用される化石燃料、これを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)及び電気に ついて適用する。

(機構長及び機関の長の責務)

- 第3条 機構長は、機構におけるエネルギー管理に関する業務を統括する。
- 2 機関の長は、機関におけるエネルギー管理に関する業務について指揮監督する。

(エネルギー管理組織)

第4条 エネルギー管理に関する管理組織は、別図1のとおりとする。

(エネルギー管理統括者)

- 第5条 機構に機構長を補佐するエネルギー管理統括者(以下「統括者」という。)を置く。
- 2 統括者は施設担当理事とする。

(エネルギー管理企画推進者)

- 第6条 機構に統括者を補佐するためにエネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」 という。)を置く。
- 2 企画推進者は機構本部施設課長とする。

(エネルギー管理員)

- 第7条 国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館にエネルギー管理員を置く。
- 2 前項のエネルギー管理員は、エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネル ギー管理員講習修了者のうちから機構長が選任する。
- 3 エネルギー管理員は、省エネ法に従って燃料等及び電気の使用の合理化に関する業務 を掌理する。

(エネルギー管理)

第8条 この規程によりエネルギー管理に関する業務を行なう者は、業務を行なうに当り 省エネの促進に努めるものとする。

(エネルギー管理責任者)

- 第9条 省エネ活動の推進を図るため、各機関に機関の長が指名するエネルギー管理責任 者を置き、管理部長をもって充てる。
- 2 前項のエネルギー管理責任者は、当該機関における照明設備、空調設備及び昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うものとする。

(エネルギー管理標準)

第10条 機構における省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)に基づきエネルギー管理標準を別に定める。

(実施方法等)

- 第11条 省エネ活動の効果的な実施方法については、別に定める。
- 2 施設整備にあたっては、前条のエネルギー管理標準を守るよう設計を行う。

(教職員等の遵守事項)

第12条 教職員等は、エネルギー管理責任者等の指示の下に、節電、節水等エネルギーの消費減に努めなければならない。

(庶務)

第13条 エネルギー管理の庶務は、事務局施設課において処理する。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、省エネに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年11月12日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

